

Q3 私は、市・県民税の申告が必要でしょうか？

A3 詳しくは次の内容をご確認ください。市・県民税のみの申告が必要な方でも、市の会場に必ず来ていただく必要はありません。無理をなさらず、税務課にご相談ください。

必須条件に加えてチェックが1つ以上ある方は、市・県民税の申告対象者です。

- ☐ 【必須条件】令和8年1月1日現在、さぬき市内に住所がある。
- ☐ R7年中に、給与や公的年金以外の所得（農業・営業など）がある。
- ☐ 複数の勤め先から給与を受けている。
- ☐ 控除（医療費控除など）を追加したい。



ただし、次のいずれかに該当する場合は、市・県民税のみの申告は不要です。

- ☐ 確定申告（R7年所得分）をする。
- ☐ 公的年金または給与所得のみで、控除の変更がない。
- ☐ 複数の勤め先から給与を受けていたが、すべての源泉徴収票が市に届いている。

（税務課窓口で確認可・要本人確認）

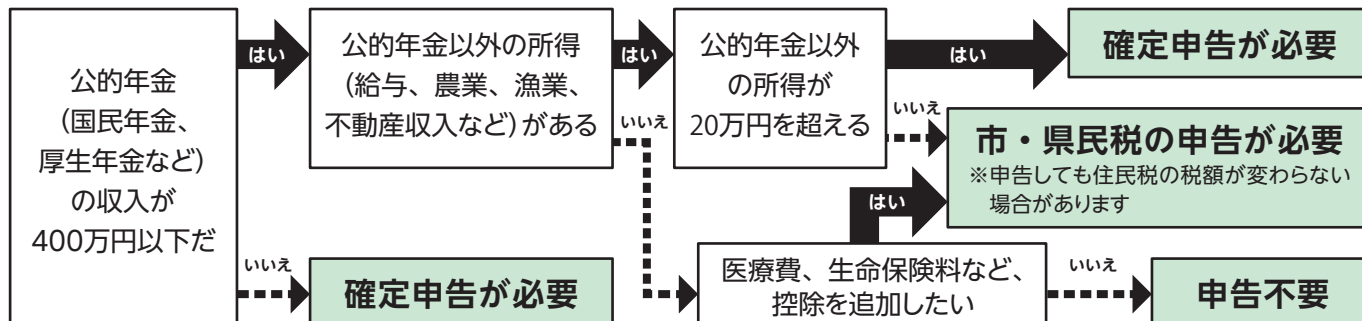
【注意】「扶養控除」・「ひとり親控除」について

おひとりを、複数の方の控除の対象にすることはできません。

（例：息子A（17歳）を、両親それぞれが扶養控除の対象者として勤め先に申請し、年末調整実施）

関係者間で話し合ったのちに、修正のための申告をお願いします。

【参考】フローチャートで確認してみましょう ※主に公的年金を受給している場合の一例



【参考】よくある来場のお悩み ※市・県民税の申告のための来場関係

Q1 収入は遺族年金のみですが、国民健康保険に加入しています。来場しないといけませんか？	A1 <u>ご無理のない範囲でお越しください。</u> 来場されなかった場合、国民健康保険税の担当が、必要に応じて5月頃に簡易申告書を郵送します。届いたら、氏名等を記入し返送ください。
Q2 地震保険料控除を追加したいのですが証明書をなくしました。再発行分は3/16以降に届きます。	A2 <u>来場せず、控除証明書の受け取り後に税務課にお電話ください。その際に、申告方法をご説明します。</u>
Q3 体調が悪くて来場できません。自宅から申告できますか？	A3 <u>自宅から申告できます。</u> 【方法①】市HPから「市民税・県民税申告書」または「簡易申告書」をダウンロード→申告内容を記入→申告書と必要書類を税務課に提出（締切：3月16日。郵送または持参） 【方法②】「eLTAX（エルタックス）」で電子申告 申告方法は、eLTAX特設ページからご確認ください。



eLTAX=地方税ポータルシステム ↑



↑ eLTAX
特設ページ

※簡易申告書＝「市・県民税、国民健康保険税簡易申告書」の略